

# 公立大学法人下関市立大学における研究インテグリティの 確保に関する規程

令和8年2月26日

規程第5号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人下関市立大学（以下「法人」という。）における研究インテグリティを確保するために必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究インテグリティ 研究活動の国際化及びオープン化に伴う新たなリスク（外国・地域からの不当な影響による利益相反、責務相反、技術流出等をいう。）に対して確保が求められる、研究の健全性・公正性をいう。
- (2) 研究インテグリティ・マネジメント 研究インテグリティの自律的な確保に向け、適切なリスクマネジメントを行い、国際的に信頼のある研究環境を構築することをいう。
- (3) 研究者 本学教員並びに本学の研究費及び外部資金（科学研究費補助金、学術研究助成基金助成金等を含む。）を執行する名誉教授、客員教授等、特別研究員又は学生をいう。

(理事長の責務)

第3条 理事長は、法人における研究インテグリティを確保するための体制を整備するものとする。

(研究者の責務)

第4条 研究者は、研究の国際化及びオープン化に伴う新たなリスクを認識するとともに、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について法人、その他所属機関等を開示を行うものとする。

(研究インテグリティ・マネジメント統括責任者)

第5条 法人に、研究インテグリティ・マネジメントに関する業務を統括するため、研究インテグリティ・マネジメント統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。

(研究インテグリティ・マネジメント委員会の設置)

第6条 法人に、研究インテグリティ・マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の審議事項)

第7条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究インテグリティ・マネジメントに係る規程等に関する事項
- (2) 研究インテグリティの確保に係る要請等への対応に関する事項
- (3) 研究インテグリティ・マネジメントのための調査に関する事項
- (4) 研究インテグリティの確保に係る教育研修に関する事項
- (5) その他法人の研究インテグリティ・マネジメントに関する重要事項  
(委員会の組織)

第8条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 統括責任者
- (2) 副学長（研究担当）
- (3) 事務局長
- (4) その他統括責任者が必要と認めた者

2 審議の内容が委員会の委員に係る事項である場合は、当該委員は、当該審議に参加することができない。

(任期)

第9条 前条第1項第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員の任期は、統括責任者である学長の任期の終期を超えないものとする。

(意見の聴取)

第10条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門委員会の設置)

第11条 統括責任者は、研究インテグリティ・マネジメントに関する専門的な事項を調査審議させるため必要があると判断した場合は、委員会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員その他必要な事項は、事案に応じ、統括責任者が別に定める。

3 専門委員会の審議の内容が学長に係る事項である場合は、前2項の規定中「統括責任者」とあるのは、「副学長（研究担当）」とする。

(相談窓口の設置)

第12条 研究インテグリティの確保に関する相談等に対応させるため、相談窓口を総務部研究・地域連携課に置く。

(確認書の提出)

第13条 研究者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすために必要な情報について、適切な開示を行っているかの確認のため、毎年度、統括責任者

が別に定める研究インテグリティの確保に関する確認書を、統括責任者に提出しなければならない。

(庶務)

第14条 この規程に関する庶務は、総務部研究・地域連携課が行う。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、研究インテグリティの確保に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年2月26日から施行する。